

女性国際戦犯法廷の裁判官

P・N・バグワティ インド元最高裁
長官、国連規約人権委員会副委員長
カルメン・アルビバイ アルゼンチン
の判事、世界女性法律家連盟会長
クリスティーヌ・チンキン ロンドン大
学教授(国際法)
ピチット・ムンタボーン チュラロン
コン大学(タイ)教授、国連人権委員
会の「児童の売買、売買春、ポルノ」
元特別報告者
ウィリー・ムトゥンガ ケニア人権委
員会委員長、ナイロビ大学教授
ガブリエル・マクドナルド 旧ユーゴ
戦犯法廷前所長

無視された
過去を直視

マクドナルド・旧ユーゴ戦犯法廷前所長

裁判官の一人となる旧ユーゴ戦犯法廷のガブリエル・マクドナルド前所長(左)に、女性国際戦犯法廷の意義について聞いた。

戦時下の性暴力が、長い間、無視されてきたのは、国際法の世界が男性に支配されてきたからです。男性はこれらの性暴力を「戦争に付きもの」「娯楽」とみなす傾向がありました。しかし、性暴力は娯楽ではありません。犯罪なのです。

一九九〇年代に入り、状況は劇的に変化しました。ユーゴやルワンダの国際法廷は初めて、強姦を「人道に対する罪」として裁いたのです。今回の法廷は、東京裁判やニュルンベルク裁判で無視されてきた過去の現実を直視することになります。

まず、慰安婦にされ苦しんできた女性たちの声を無視することは、良心に反することです。

裁判官としての仕事は、旧ユーゴ戦犯法廷でも、今回の法廷でも変わりません。強制力がなくても法廷であり、集められた証拠に基づいて判決を書きます。今回の判決は、国際人道法の今後の方向を示すことになるでしょう。

傍聴などの問い合わせは VAWW(電話03・5333・4088)へ。

女性国際戦犯法廷、来月東京で

性暴力裁くモデルに

旧日本軍による慰安婦制度を裁く「女性国際戦犯法廷」が十二月八日から五日間、東京で開かれる。非政府組織が開く民衆法廷で、法的拘束力はないが、慰安婦制度の責任者処罰の問題に光が当てられる意義は大きい。と同時に、戦時下の性暴力を裁くようになった国際人道法の新たな潮流を背景にした今回の法廷は、設置が決まっている国際刑事裁判所(ICC)など、国際人道法の行方にも大きな影響を与えそうだ。

国際人道法に影響も

法廷では、韓国や朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、中国、台湾などの元従軍慰安婦が原告となり、日本政府と慰安所設置にかかわるなどした元軍人個人を訴追する。八つの国、地域から約六十人の元慰安婦らが来日する予定だ。

参考にしたのは、ベトナム戦争中に哲学者バートランド・ラッセルが呼びかけた、「ラッセル法廷」だ。米国の戦争犯罪を裁いた民衆法廷は、「ベトナム反戦」の国際世論を大きく盛り上げた。

主権団体の一つ、「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(VAWW)の松井より代表は、「慰安婦問題の処罰は真相究明と補償より遅れている。東京裁判で裁かれなかった犯罪の責任を明らかにする必要がある」と話す。

だが、法廷の意味は、過去の戦争犯罪を裁くことにとどまらない。戦時下の性暴力を犯罪と認め始めた国際法の流れを、さらに押し進めることになる。

具体例が、ユーゴ紛争での個人の戦争責任を裁くため、九三年に設置された旧ユーゴ戦犯法廷だ。ボスニア南部の町フォツァで女性たちを監禁し、強姦を繰り返したセルビア系武装組織の下級司令官は、奴隷化や強姦の罪でも起訴された。九四年のルワンダ大虐殺を裁く国際法廷でも、中部

冷戦後の九〇年代、国際法は大きく変容した。チリのピノチェット元大統領訴追に象徴されるように、「人道に対する罪」の追及が国家主権に優先するという考え方が広がった。同時に、戦争状況での強姦や強制売春、性奴隷制が犯罪として認められ、裁かれるようになった。

九八年に採択されたICC設立条約には、戦争下の性暴力が「人道に対する罪」と明記された。地理的に限定されないため、将来は、国境を超え普遍的な罪として裁かれることになる。

こうした流れを主導した国際法学者らが、今回の法廷でも裁判官などとして中心的な役割を担う(表参道)。国連人権委小委員会、東ティモールやアフガニスタン、コソボ自治州などの被害女性たちが証言する国際公聴会も開かれる。慰安婦への謝罪と補償を求め、国連人権委員会のクマラスワミ特別報告者(スリランカ)も参加する。

武力紛争下での強姦は、ロシアのチェチェン共和国やシエラレオネ、コンゴなどで、今も繰り返されている。「戦争では強姦はあたりまえ」といった考えを変え、刑事責任の追及だ。女性法廷開会中、

く、過去の判例や学説によっても姿を変える。慰安婦制度のような性奴隷制を含めた性暴力に対する判例はまだ少なく、今回の専門家の判決が、ICCに及ぼす影響は小さくない。